

1. (各種ローンカードの発行)

各種カードローン契約書(当座貸越契約書)にもとづき発行するローンカード(以下、総称して「カード」といいます。)については、この規定により取扱います。

2. (カードの利用)

カードは次の場合に利用することができます。

- ①当組合および当組合がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して返済をする場合。
 - ②当組合および当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して借入をする場合。
 - ③当組合および支払提携先のうち当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。)の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して借入れし、その借入れ金を振込資金として振込を依頼する場合。
 - ④その他当組合所定の取引をする場合。
- なお、法人用カードの利用は当組合のみとします。

3. (借入れ)

- (1)支払機を使用して借入れする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2)支払機による借入れは、支払機の機種により当組合または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの借入れは、当組合または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの借入れは当組合所定の金額の範囲内(但し、1日あたりの借入れについて当組合が本人から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内)とします。
- (3)支払機を使用して借入れをする場合に、借入れ金額と第6条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が借入れ限度をこえるときは、その借入れはできません。

4. (随時の返済)

- (1)預金機を使用して返済する場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2)預金機による返済は、預金機の機種により当組合または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの返済は、当組合または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

5. (振込機による振込)

- (1)振込機を使用して振込資金をローン口座から借入れし、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における借入れについては、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2)前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当組合または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当組合所定の金額の範囲内(但し、1日あたりの振込について当組合が本人から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内)とします。
- (3)振込機を使用して振込資金をローン口座から借入れし、振込の依頼をする場合に、振込金額、振込手数料金額と第6条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が借入れ限度をこえるときは、その振込はできません。

6. (自動機利用手数料等)

- (1)預入提携先預金機を使用して返済する場合には、預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。

- (2) 支払機または振込機を使用して借入れをする場合には、当組合または支払提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、借入れおよび返済時に、払戻請求書なしで、ローン口座から自動的に貸越しのうへ引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当組合から預入提携先または支払提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金のローン口座からの借入れ時に、払戻請求書なしで、ローン口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当組合から振込提携先に支払います。

7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合本支店の窓口でカードにより借入れをすることができます。なお、支払提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (2) 前項による借入れをする場合には、当組合所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうへ、カードとともに提出し、当組合所定の手続に従ってください。
- (3) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でカードにより返済することができます。なお、預入提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (4) 前項による返済をする場合には、当組合所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうへ、カードとともに提出し、当組合所定の手続に従ってください。
- (5) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口で、前1項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

8. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうへ貸越を行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうへ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人（法人用カードの場合は代表者）から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる借入れ停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

9. (免責)

- (1) 支払機または振込機よりカードを確認し操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうへ、借入れをした場合には、カードまたは暗証につき、偽造・変造・盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合および提携金融機関は責任を負いません。
- (2) 当組合の窓口においてカードを確認し、入力した暗証と届出の暗証との一致を確認のうへ取扱いした場合にも前項と同様とします。

10. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名（法人カードの場合は法人名、代表者）、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人（法人用カードの場合は代表者）から当組合所定の方法により当組合に届出てください。

11. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

12. (解約、カードの利用停止等)

(1)ローン契約を解約する場合、またはカードの利用を取りやめる場合、そのカードを当店に返却してください。

(2)カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当組合からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

13. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

14. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、カードローン契約書（当座貸越契約書）および振込規定により取扱います。なお、振込提携先の振込機を使用した場合には、当組合所定の振込規定にかえて、振込提携先の定めにより取扱います。

以上